

殺人罪における一年一日原則

—英国の公訴時効類似の制度について—

道 谷 卓

目次

- 一、はじめに——一年一日原則とは——
- 二、史的概観
 - (1) 一年一日原則の起源
 - (2) ダイソン事件
 - (3) 小括
- 三、近時の情況
 - (1) 一九八〇年代の情況
 - (2) 一九九六年法令改革（一年一日原則）法
 - (3) 小括
- 四、おわりに——一年一日原則の評価と日本の公訴時効期間延長に関する法改正案へのコメント——

一、はじめに——一年一日原則とは——

イギリスの刑事法には、コモン・ロー上の制度として、「一年一日原則 (year and day rule)」というものがある。この原則は、謀殺罪や故殺罪という殺人罪が成立するためには、行為日を初日として加害行為から一年と一日以内に被害者が死亡しなければならぬとするものである。つまり、被害者の死亡が、傷害という加害行為を負わせた日から一年と一日の期間が経過するまでに起こらない場合は、当該被害者の死亡は他の原因に帰することとなり、加害者は謀殺、故殺いずれでも処罰されないことになる。言い換えれば、一年と一日が過ぎた後に加害行為が原因で被害者が死亡したとしても、謀殺罪や故殺罪で訴追することができなくなるといふことであり、一年と一日という時の経過によって、起訴が許されなくなり、ひいては加害者を処罰することをなしえなくしてしまうのである。これは、かつての医学の状況では、長期間が経過した後で死亡原因を特定することは困難であるといふことに起因している。⁽¹⁾

この点、一年一日原則はわが国の刑事訴訟法上の重要な制度である公訴時効制度と類似している。なぜなら、公訴時効制度も一定期間の経過で起訴が許されなくなり、起訴されても免訴判決で裁判が打ち切られるため、たとえ真犯人であったとしても処罰はされないといふもので、一年一日原則は殺人に限定しているものの、一年一日という時の経過が加害者を処罰しえなくしている。つまり、公訴時効制度も一年一日原則も時間の経過が加害者への処罰をなしえなくしているからである。ただ、イギリスでは元来、公訴時効という制度が知られておらず、何年時が経過しようと犯人を訴追することは可能であったよう⁽²⁾で、そうならば、この一年一日原則は、公訴時効制度を持たないイギリスにおける殺人（しかも、加害行為と被害者死亡との間に時間差がある殺人）に限定した公訴時効の例外的な制度ととらえることができるのではないだろうか。

ところでわが国では、平成一六年二月十日、法務大臣が凶悪犯罪の罰則強化を打ち出した刑事法改正案要綱を法制審議会に対して諮問した。この改正案要綱の中には、公訴時効期間の延長という刑事訴訟法改正という大きな柱も含まれており、それによれば、死刑にあたる罪の公訴時効期間を15年から25年（殺人罪の時効期間はこれになる）へ、無期の懲役・禁錮にあたる罪を10年から15年へ、15年以上の懲役・禁錮にあたる罪を10年とする、となっている。現行刑法の公訴時効期間は、明治刑法（旧旧刑訴）のそれを踏襲したものであり、大正刑法（旧刑訴）から現行刑法へと改正される時にも、時効期間の延長はなされなかった。そういう意味では、今回の公訴時効期間の延長という改正に向けた動きは、いささか急に巻き起こった感が否めない。治安の悪化や犯罪の凶悪化に歯止めをかけようと言う政府の意図は分からないでもないが、拙速に刑事法を改正する前に、十分に議論を重ねることを行う必要はないのだろうか。

本稿では、現在起きているわが国の公訴時効期間の延長という問題を議論するにあたっての話題提供の意味も込めて、イギリスにおける殺人罪の公訴時効類似の制度である「一年一日原則」を考察してみたいと思う。

二、史的概観

(1) 一年一日原則の起源

一年一日原則はいつの時代まで遡ることができるのだろうか。ここでは、イギリスにおける一年一日原則の歴史を辿ってみることにする。

この原則についての記述があるイギリス刑事法の教科書として最も古いものは、一六世紀半ばに出されたスタウンフォードの著書 (Staunford, *Les Plees del Coron*, 1557.)⁽³⁾ であるという。それによれば、一年一日原則は殺人罪の必要

条件であり、もし、人が他人を殴打したり、または、毒をもったことで死亡した場合には、その死亡が当該行為から一年と一日以内でなければ、加害者を重罪で処罰することはできないと説明している。そして、この著書が刊行された同時代の裁判においても、一年一日原則を適用しており、その代表例が一五三二年の毒殺による殺人事件である。この事件は毒殺の被害者が一年半後に衰弱して死亡したというケースで、王座裁判所の判事の多数意見は一年一日原則を適用し、加害者を謀殺罪に問うことができないと結論づけたのであった。このように、一六世紀半ばの学説・判例では、フィッツハーバートの『法要録』(Fitzherbert, *La Graunde Abridgement*, 1514)の中にすでにこの一年一日原則が包含されていたということもあり、この原則は容認されたコモン・ロー上の制度として定着していると評価されていたのである。⁽⁴⁾

それでは、一六世紀半ばに定着した一年一日原則も、それ以前にどこまでさかのぼれるのであろうか。一年一日原則を推認させるような事例が紹介されているもつとも古い文献は、一四世紀前半、イングランド中部の州・ノーサンプトンシャー州における巡回裁判年書である『一三二九・三〇年版ノーサンプトンシャー州巡察年書』(*The Eyre of Northamptonshire 1329-30*)⁽⁵⁾だとされている。

この報告書に出てくる事例は次のようなものだ。⁽⁶⁾ 一人の女性が男性に打撃され、その結果死亡したとして、その男性が訴追されたのであるが、審理の中で女性は打撃後一年以上生存した後に死亡したことが判明した。結局、陪審は女性の死は重罪によるものではなく、自然死であると判断し、男性は刑事責任を免れたのである。その際の、陪審がそのように判断した理由は、女性が打撃されてから一年以上経過して死亡したからであるというものだった。この事例で注目すべき点は、「一年」という時の経過に着目し、それ以上経過して死亡すれば自然死となると言及したのは裁判官ではなく陪審員であると言う点だ。というのも、裁判官は、一年以上経過して死亡すれば自然死となると陪

審の考えには賛同しておらず、女性の死は自然死によるものではないということを述べているからだ。その際、もと裁判官が心の中に抱いていたのは、「これは殺人か」ではなく「これは訴追できる殺人か」ということであり、この点を裁判官も考慮し、陪審の出した結論にあわせるため、一年以上経過して死亡したものを自然死だとするのではなく、訴追できないとすることにより、男性の刑事責任を免れるということを理解しようとしたのであった。そして、裁判官は後に一年一日原則として使われるような原則を包含した法の提案を表出するに至ったのである。⁽⁷⁾

さて、上記の報告書に記載されている一年一日原則を推認させる事例とは別に、それよりも早い時期に、すでに重罪私訴追 (appeal of felony) に関しての出訴期限が話題となっており、この出訴期限が一年一日原則と何らかの関係があったのが次の問題として取り上げられることになる。というのも、一二七八年のグラススタ法 (Statute of Gloucester) に、重罪私訴追は、私訴追提起者が犯行後一年と一日以内に訴訟の提起を起せば却下されることはない⁽⁸⁾と規定されているからだ。そして、この規定はその後、重罪私訴追による訴追可能性の時間的制限、つまり出訴期限の問題へと展開して行き、最終的には重罪私訴追は犯行後一年と一日以内に提起されねばならないことになったのである。⁽⁸⁾

ところで、この重罪私訴追についての出訴期限に関して、犯行後とはいつの時点か、つまり、被害者が死亡した時点かそれとも加害者が傷害を追わせた時点かのどちらの時点から一年一日以内なのかは、グラススタ法の中では明らかではなかった。この点が明らかになったのが、一三〇一年の復活祭開廷期 (四月一五日より三週間) になされた王座裁判所の判断である。⁽⁹⁾この時、裁判所は、被害者の息子が父の死亡について起こした加害者への重罪私訴追を受理した。父は一二九九年一月二七日に斧で傷害を負われ、一三〇〇年一月六日に死亡した。そして、この重罪私訴追は一三〇一年一月二七日に提起されたのである。被告人 (加害者) はこの時、重罪が行われてから重罪私訴追の提起ま

でに一年と六週間が経過しているためこの私訴追は効力がないと抗弁した。結局、裁判所はこの抗弁を認め、私訴追の効力を否定したのであった。ここで、裁判所が被告人側の一年六週間経過しているという抗弁を認めたということは、裁判所は出訴期限の開始時が死亡時ではなく、傷害を負わせた時点であるという解釈を採用したことを意味する。なぜなら、一年六週間という時の経過は斧で傷害を負わせた時から私訴追が提起された時までの期間だからである。

傷害を負わせた時点から一年と一日以内になさねなければならないという重罪私訴追の出訴期限の計算方法からすれば、一年一日原則の根源はともこの重罪私訴追の出訴期限に辿り着くように思えるのである。⁽¹⁰⁾ 結局、ダグラス法に端を発する重罪私訴追の訴訟提起可能期日（犯行後一年と一日以内）が、重罪私訴追の一年と一日以内の出訴期限へと転じ、さらには、犯行後の概念が被害者の死亡時ではなく傷害を負った時点であると言う解釈へと展開していき、最終的には、殺人罪成立には加害行為から一年と一日以内に被害者が死亡しなければならないという一年一日原則へと転化されていったと考えられるわけである。そして、このような出訴期限から一年一日原則へと転化して行く過程で、ノーサンプトンシャー州巡回裁判年書のなかに紹介された事例を媒介にして、その後『法要録』がこの一年一日原則を収録したことで、この原則もコモン・ロー上の制度として一般化されていくことになったのだと言われている。⁽¹¹⁾

(2) ダyson事件

こうした経緯でコモン・ロー上の制度になった「一年一日原則」が適用されたリーディングケースとして紹介される事例が一九〇八年のDyson事件（The King v. Dyson）⁽¹²⁾である。⁽¹³⁾そこで、次にこの事件を紹介する事にしよう。

△事件の概要▽

事件の概要は次の通りである。被告人は彼の未成年の子供を故殺したとして王座裁判所に訴追された。関係証拠によれば、一九〇六年一月一三日、被告人ダイソンは、当時三ヶ月の自分の子供の足をつかみ、投げ落とし、無意識のうちに殴打し、その後、子供の頭蓋骨が骨折していたことが判明した。このような加害行為によって、被告人は一九〇四年児童虐待防止法 (Prevention of Cruelty to Children Act, 1904) 違反のかどで、サルフォード・ボロー警察裁判所 (Salford Borough Police Court) に起訴され、四ヶ月の自由刑判決を受けた。一九〇七年一月二十九日に被告人が子供を殴打したことで、翌朝子供の顔と頭がひどく傷つけられているのが見つかった。この加害行為で、再度、被告人は一九〇八年一月一八日、警察裁判所に起訴され、今度は六ヶ月の自由刑判決を言い渡されたのである。⁽¹⁴⁾

その後、一九〇八年二月一七日、子供は外傷から脳膜炎を引き起こし、病院へと搬送され、結局は一九〇八年三月五日に死亡するに至った。病院に運ばれたとき、一月二十九日に暴行を受けたときの外傷の跡がすべて消えてしまっていた。ただ、頭蓋骨骨折を負った子供がその後何年間も生きる事ができたかもしれないが、当時の医学的情況ではその骨折が脳組織の破壊を引き起こし最終的には死亡するということを示していた。頭蓋骨骨折が子供が死亡した主たる原因であったが、その後起きた二度目の加害行為が死亡の加速度を増加させたということは推測できる。被告人側ソリシターは、被害者死亡の唯一の原因は最初の頭蓋骨骨折であったと被告人のために主張した。一方、訴追側ソリシターは被害者の死亡は、一九〇七年一月二十九日に被告人によって加えられた加害行為が被害者の死亡への加速度を増したと主張したのであった。⁽¹⁵⁾

第一審の王座裁判所における陪審裁判で、裁判官は陪審員に対して次のように説示した。「もし、あなた方が、被告人が一九〇六年一月一三日の暴行によって子供の死亡を引き起こしたのかあるいは一九〇七年一月二十九日のあと

の暴行で死亡の加速度を増したのかのいずれかを確信したのであれば、あなた方は被告人に対して有罪の評決を下さなければならぬ。」結局、陪審は裁判官の説示に従い、被告人に対し、故殺罪について有罪の評決を下したのである。⁽¹⁶⁾これに対し、被告人はこの有罪評決を不服として、控訴院刑事部 (Court of Criminal Appeal) へと控訴したのである。

△判旨▽

控訴審における争点は、第一審での裁判官が陪審に対して行った説示が妥当であったかどうかという点である。被告人側ソリシターは、陪審が一九〇七年二月二十九日のあとの暴行で死亡が加速したのではなく、一九〇六年一月一三日の暴行によって子供の死亡が引き起こされたと考えた場合に、裁判官が陪審に対していまだ有罪評決を下すのが可能だとの説示を与えることは、誤った説示を与えたことになる」と主張した。また、陪審の評決は有罪か無罪かの結論だけを示す一般評決 (general verdict) であり、結論に至る過程で陪審が二度目の加害行為で死亡を加速させたことを否定しようとしている可能性も考えられるのである。そして、加害行為後一年と一日以内に死亡しなければ故殺による有罪判決を下されることはないということがはっきりしているし、本件では被害者が頭蓋骨折後、一六ヶ月近く経過するまで死亡しなかったと言う点も、被告人側ソリシターは主張している。⁽¹⁷⁾

これに対して、訴追側ソリシターは、誤った説示があったということは問題とはならないと反論している。というのも、純粹に技術的な点について間違っていることから出された有罪評決は、実質的に不公正とは言えないからだ。そして、控訴院は、一九〇七年刑事控訴法四条一項但書 (裁判所は、控訴の際に提示された問題点が控訴人の利益となるように判断される可能性があるという意見を持っている場合であっても、裁判所は現に実質的な誤審が生じていないと思慮する場合には、その控訴を棄却してもかまわない。) で、控訴を棄却する権限を与えられていると主張し

たのである。(18)

被告人側、訴追者側、両当事者の主張を聞いた上で、控訴院は、一九〇八年五月二五日、次のように判決を言い渡したのであった。被告人は一九〇八年三月五日に死亡した彼の子供を故殺したとして訴追された。被告人が一九〇六年一月に彼の子供に傷害を負わせ、さらに一九〇七年一二月にも傷害を負わせたという証拠があった。一審において陪審は有罪評決を下したが、被告人は一審の裁判が陪審に対してなした「もしあなた方が一九〇六年に負わされた傷害によって死亡したと思慮するのであれば、被告人に有罪の評決を下しても構わない」という誤った説示を理由に、一審の有罪評決について控訴した。一審での裁判官の説示は適切ではないということは明かである。なぜなら、一年一日原則を考慮していれば、傷害を加えた後で一年と一日以内に死亡が発生しない故殺に有罪評決を下すものはいないからで、このような場合には何か別の原因で死亡したということにしなければならぬのである。そこで、本件の場合には、実質的な誤審は有罪評決によって現に発生していないという理由で、一九〇七年刑事控訴法四条一項による控訴を控訴院は棄却できるかという問題に帰着するのであった。陪審に提示されるべき本当の問題点は、被告人が一九〇七年一二月に負わせた傷害によって、子供の死を加速させたかどうかということであった。被告人が一九〇七年一二月に負わせた傷害で子供の死を加速させたのであれば、子供がすでに脳膜炎にかかっておりその結果死亡したということは、子供の死亡を引き起こしたことについての答えにはならないであろう。陪審は、被告人が一九〇七年一二月に負わせた傷害で子供の死を加速させたということを理由に有罪評決を下したと思われ、それが、陪審に有罪評決を下させしめた唯一の理由だったのである。しかし、正しい説示を受けた陪審がそれほどまでに有罪評決を下すということがあるのだろうか、また、実質的な誤審がなかったということが明確にいえるだろうか。当法廷は一九〇七年刑事控訴法四条一項但書による控訴棄却はできないように考える。なぜなら、当法廷の考えでは、我々自らが陪

審の代理をして、有罪評決を下すのに必要な事実を発見することはできないというのが明白だからである。但書による控訴棄却の意味するところは、陪審が正しい説示を受けていたのであれば、被告人に有罪評決を下すことのできる証拠がある事件に適用されることを意味している。そして、この但書は、陪審が当該証拠のことを本当に理解していたかどうかに疑いがある証拠には適用されないのである。この点、本件においては、医学的証拠は後の傷害についての外傷の跡がないということを立てていたし、そのことによつて、一九〇七年一二月の加害行為が死を加速させなかったと陪審に判断させたかもしれないのであつた。⁽¹⁹⁾ こうして、控訴院は一審の有罪評決を破棄したのである。

(3) 小括

一四世紀の前半まで遡ることができる一年一日原則であるが、この原則は『法要録』の中に収録されることによつて、コモン・ロー上の制度として定着することとなり、一六世紀半ばには英国刑事法の教科書に記述されることとなり一般化していくことになる。この一年一日原則が存在した理由はひとえに、当時の医学の状況であつた。つまり、被害者死亡の医学的根拠が、加害行為から死亡までの間に長期間ブランクがあいてしまえば、もはや当時の医学では、加害行為が死の原因なのかそれとも加害行為とは別のその後に起きた原因で死亡したのかがわからないからで、その合理的な期間が「一年と一日」というわけである。

このようにコモン・ロー上の制度として一般化した一年一日原則が、具体的事件の判例の中で再確認されたのがダイソン事件だと評価できよう。ダイソン事件の控訴審における争点は、そもそも裁判官が陪審に対して行った誤った説示によつて陪審が有罪評決を下したことが妥当かどうかという点である。そして、この誤った説示の中身が一年一日原則に関する内容そのものだった。一審の裁判官が陪審に対して行った「もし、あなた方が、被告人が一九〇六年

一月一三日の暴行によって子供の死亡を引き起こしたのかあるいは一九〇七年一月二十九日のあとの暴行で死亡の加速度を増したのかのいずれかを確信したのであれば、あなた方は被告人に対して有罪の評決を下さなければならぬ」と言う説示のうち、後の加害行為で被害者が死亡したのならば傷害から死亡までの期間は約三ヶ月しか経過していないために一年一日原則は適用されないが、前の加害行為で死亡したとすれば死亡までに一年五ヶ月ほど経過しており、一年一日原則が適用され有罪評決はなしえないはずである。そもそも、前者の加害行為が原因で死亡したと確信した場合にも有罪評決を下さなければならぬとする説示そのものは一年一日原則を全く無視した誤った説示であると言わざるを得ない。従って、控訴院が有罪評決を破棄したことは、コモン・ロー上の制度として定着していた一年一日原則を尊重した当然の帰結として評価することができよう。

三、近時の情況

(1) 一九八〇年代の情況

前節では、一年一日原則の歴史を辿ったわけであるが、ここではコモン・ロー上の制度として定着している一年一日原則が、その後イギリスにおいてどのように評価され、適用されているかという近時の情況について考察してみたい。

一年一日原則の存在理由が、かつての医学の情況では長期間が経過した後で死亡原因を特定することは困難であるという点にあったことは当時としては合理的であったように思える。だが、今日の医学の発達からするとこのような理由は時代遅れであり、一年一日原則はもう捨て去られる原則だと主張するものがあるのも否定できない。⁽²⁰⁾ 事実、かつての英連邦の国々のなかでも、この一年一日原則は、法医学の進歩によりその存在意義が薄れたとして、南アフリ

カやインドではもう置かれていない。⁽²¹⁾ただ、イギリスではコモン・ロー上の制度であるこの原則も、ニュージールランドでは制定法の中に明文化されていることは注目に値する。⁽²²⁾

こうして、二〇世紀の後半になり、一年一日原則はもう時代遅れの制度だとして、その廃止を主張する見解が増してきたのであるが、イギリス政府自体はこの原則を廃止しようと言う考えを持っていなかったようだ。というのも、一九八〇年に刑事法改正委員会 (Criminal Law Revision Committee) が出した第一四次報告の「人に対する罪 (Offences against the Person)」についての項目の中で、一年一日原則は維持されるべきであると勧告したからである。委員会がこの原則を維持した理由は、謀殺や故殺という殺人罪の訴追可能性を犯人に対して無限に残しておくことはよくないことであり、この原則による線引きは妥当であり充分に機能しているということにある。さらに、この報告では出生前に傷害 (胎児傷害) が加えられた場合は、一年一日原則の時間の進行は出生の日から始まるべきだと言うことも勧告した。そして、こうした委員会の勧告は、一九八九年刑法草案の中へと盛り込まれていくことになるのであった。⁽²³⁾ところで、委員会報告での一年一日原則を維持する理由 (殺人罪の訴追可能性を犯人に対して無限に残しておくことはよくない) については、加害行為と被害者死亡までの時間が瞬時つまり即死の場合には、加害行為からどれだけ時間が経過していようと謀殺罪での訴追は可能であるのに、死亡までの時間が一年一日を越えてしまえば訴追できなくなるということとは不合理ではないかとの疑問が提示されている。つまり、即死か死亡まで時間がかかるとは偶発的なことであり、殺人の訴追可能性を無限に残すことはよくないとして、一年一日後に死亡した場合に訴追できなくなるのであれば、即死の場合も同様の理由で事件から一年一日後の訴追はできないとすべきなのに、現状はそうなっていない。むしろ、一年一日という特定の線引きは必要ないのではないかと言うのである。⁽²⁴⁾ただ、このような批判については、即死の場合の死亡原因は解明しやすいのに対し、死亡までに長期間を要した場合は死亡原因を

特定することは即死の場合よりは困難であるということに鑑みれば、訴追可能性に関して両者を同一に扱うこと（どちらの場合であっても訴追可能性を無限に残しておくという方法）は問題があるように思える。また、委員会報告が訴追可能性を無限に残しておくことを理由に置いたのであれば、もう一步踏み込んで、即死の場合の訴追可能性についても同様の理由で何らかの期限を設けてもよかつたのではないかと思われる。

さて、一九八〇年代に入って、それまで当たり前の制度として捉えられていた一年一日原則も、時代遅れとの評価のもと廃止すべきという見解が出されてきたものの、政府はこれを廃止する考えを示すに至らず、この原則は依然イギリス刑事法の中に生き続けていたのである。この時期に、一年一日原則が問題となった事件として知られているものとして、一九八八年のバンヤード事件をあげることができる。この事件は、「ケンブリッジデイリーニュース」の第一面で取り上げられたこと⁽²⁵⁾から、世論が注目するに至った事件である。そして、この事件は同年八月一四日にバンヤード女史が死亡したことでマスコミによって報じられることとなった。その記事によれば、彼女は死亡時より一八ヶ月前に強盗謀殺未遂の被害者となり、その野蛮で残酷な攻撃によって瀕死の重傷を負ったというのである。加害者は結局、強盗謀殺の既遂ではなく、強盗謀殺の未遂で有罪判決を受け、懲役十年に処せられた。彼女が死亡したのになぜ、未遂ではなく謀殺罪の既遂で有罪とならないかという点について、検察官の出した解答は、「彼女は加害行為を受けた後、一年と一日以上経過してから死亡したため、我々は謀殺罪で訴追することはできない」というものであった。つまり、一年一日原則が適用される事例だというのである。この記事は、一年一日原則にあまり詳しくない世論には驚きをもたらしたようだが、一年一日原則を当然の原則として熟知しているイギリスの刑事法学者にとっては何も目新しい事件ではないと言われている⁽²⁶⁾。

結局、被害者が一年と一日以上細々と生き長らえた場合には、加害者は幸運にも謀殺での訴追を免れることになり、

被害者は「自然の原因」で死亡したとみなさなければならぬことになる。ここで、彼女が死亡したということで謀殺罪として訴追できないということは、法の命題としては正当である。一方、彼女が「自然の原因」で死亡したのではないと言う病理学上の証拠に基づく事実もまた、事実の命題として正当なことだ。この両者の齟齬について、これまでの法律家達は、法解釈の手法の一つである「みなし」規定を援用することによって解決をはかってきたのであるが、「みなし」規定は刑事法の領域ではできるだけ最少限度に用いるようにすべきで、ことに一年一日原則に援用するのは妥当ではないとする見解がある。⁽²⁷⁾ただ、この見解に対しては、被害者が生命を維持している限り訴追可能性をいつまでも残しておくことが果たして妥当なのか、一年一日と言う期間の長さはともかく、どこかの時点で訴追可能性を遮断した方が、裁判での終局処分が決まらず非常に不安定な地位に長く置かれるという被告人の人権にも資するのではないのかという批判を加えることができるし、そもそも「みなし」規定は刑事法の領域では最小限にすべきと考えるも、刑事裁判では明らかに真犯人だとわかっていながらも手続法の様々な原則の適用で無罪になるということもあるわけで、これは「みなし」規定そのものにほかならないと考えられ、「みなし」規定についての批判的射撃といえるとは言い難いように思える。

(2) 一九九六年法令改革（一年一日原則）法

一九八〇年代における一年一日原則というのは、廃止すべきとの見解が主張される一方で、政府はその存続を明確にしているという、まさに賛否両論が拮抗した状況であったと言えよう。このような時代を経て、一九九〇年代に入ると、一年一日原則は急激な変化を遂げることとなる。

これまで、一年一日原則を擁護し廃止すべしという見解をかわしてきたイギリス政府が、一九九〇年代の半ばにな

って、突如、その廃止を打ち出すのであった。つまり、一九九五年、法律委員会 (Law Commission) は何らの代替案なしに、一年一日原則の廃止を提案したのである。⁽²⁸⁾そして、この提案は、一九九六年法令改革(一年一日原則)法 (Law Reform (Year and a Day Rule) Act 1996) が制定されたことによってその効力を持つに至った。そして、全三条からなるこの法律の第一条で明確に、一年一日原則は廃止するということが規定されたのである。つまり、この法律の制定で、少なくとも一四世紀の前半まで遡ることができるコモン・ロー上の制度である一年一日原則も、その長い歴史に幕を降ろすことになった。

以下にこの法律の全文を掲げることにする。⁽²⁹⁾

一九九六年法令改革(一年一日原則)法

(一年一日原則の廃止)

一条 一年一日原則として知られている規則(死亡を含む犯罪および自殺の目的で、被害者の死亡前に一年以上が経過していれば、当該行為の作爲または不作爲は被害者の死を引き起こさなかつたとみなすという規則)は全ての場合において廃止する。

(生命に対する罪に関する手続の制定法上の制限)

二条(1) 本条が適用される手続は検事総長の同意によつてのみ開始することができる。

(2) 本条は以下の(a)(b)の生命に対する罪を犯した者についての手続に適用できる。

(a) 死を引き起こしたと断言できる傷害が致死前に三年以上持続している場合、

(b) 死との関連性が断言できる事由の犯罪を犯したことで、明らかに有罪の評決を受けたとわかる者。

(3) (2)項の生命に対する罪とは、

- (a) 謀殺、故殺、嬰兒殺、または、その他人の死を引き起こす要因となる他の犯罪、または、
 - (b) 同意殺、自殺関与罪を意味する。
- (4) 手続きが検察官の同意によって開始される場合の規定は本条が適用される手続きに適用してはならない。
- (5) 本条を北アイルランドに適用する場合、
- (a) (1)項の検事総長は、北アイルランドの検事総長に読み替える、そして、
 - (b) (4)項の検察官は、北アイルランドの検察官に読み替える。

(開始等)

三条

- (1) 本法律は、一九九六年法令改革（一年一日原則）法として引用されなければならない。
- (2) 一条は、この法令が施行された日以前に起きた死亡の原因となる作為または不作為の事件に一年一日原則を継続的に適用することに影響を与えるものではない。
- (3) 二条は、本法律が議会を通過する日から数えて二ヶ月が経過するまでその効力を発しない。しかし、本条は、（死亡が前文の期間終了後に起きた事件と同様）死亡が前文に期間に発生した事件に関してその期間の終了後に開始された手続きに適用する。

- (4) この法律はイングランドとウェールズそして北アイルランドに及ぶ。

ここで、本法律の特徴的なことを述べておくことにする。まず、本法一条で、死亡と自殺を含む犯罪について一年一日原則を廃止した。しかしながら、三条二項で、この廃止は、死亡を引き起こす原因となった作為・不作為（また

は最後の行為または不作為) が女王の裁可の日である一九九六年六月一七日以前に起きていた場合には、一年一日原則を引き続き適用することには影響を及ぼさないとしている。⁽³⁰⁾

さらに、一条では、これまでコモン・ロー上の制度としては謀殺、故殺といった殺人罪に限定して論じられてきた一年一日原則に関して、自殺の場合にもこの原則を廃止すると明文で謳っているが、どうして自殺のことまで条文の中で触れる必要があったのだろうか。実は、自殺に一年一日原則が適用できるかどうかについては、一九八八年デ・ルカ事件判決 (R. v. Inner West London Coroner, ex parte De Luca) で問題となっていたのである。⁽³¹⁾ 一九六一年自殺法でそれ以来犯罪ではなくなった自殺について、女王座裁判所はこの判決で、たとえ自殺それ自体はもはや犯罪ではないとしても、一年一日原則は自殺にも適用すべきだという考えを示したのである。⁽³²⁾ 結局、この事件で、自殺にも一年一日原則が適用されるという事が確認されたので、一条の中で、自殺についても明文化したわけである。

次に二条一項では、本条が適用される手続は検事総長の同意によってのみ開始することができるとあり、生命に対する罪に関する手続の制定法上の制限を行うことを謳い、二項で(a)死を引き起こしたと断言できる傷害が致死前に三年以上持続している場合、(b)死との関連性が断言できる事由の犯罪を犯したことで、明らかに有罪の評決を受けとわかる者というような、生命に対する罪を犯した者について検事総長の同意という絞りを設けて制限を加えようとしている。なお、この場合の(a)の目的は、被告人の記憶が信頼できないかもしれないし、他の証拠が散逸してしまったかもしれないという実質的な時間の隔たりの後でなされた訴追から当該被告人を保護することにある。⁽³³⁾ なお、ここで三年という期限を区切ったのは、一九八〇年出訴期限法 (Limitation Act 1980) 二三三条で、不法行為に基づく損害賠償請求をする際、傷害を受けた被害者が、加害者に対して訴えの提起をすることなしに、三年間生存した場合には、その扶養家族は加害者に損害賠償請求の訴訟を提起することができなくなることが規定されていることによるものと思わ

れる。従つて、加害者は加害行為後、三年が経過すれば、民事的な責任から免れ、また、訴追に関しては検事総長の同意がなければ訴追されないことになることから、刑事上の責任もこの時点で一段落つくことになると考えられるのである。

また、二条三項の生命に対する罪の定義で、**嬰兒殺、同意殺、自殺関与罪**をそれに含め、**検事総長**が実施するといふ絞りはあるもののこれらの犯罪についても一年一日原則の適用を廃止する場合があることを示している。嬰兒殺については、一九三八年**嬰兒殺法 (Infanticide Act 1938)**の中に制定法上の犯罪である**嬰兒殺**に一年一日原則が適用されうるといふ見解を判例が示してきたことから、⁽³⁴⁾本項に**嬰兒殺**を含めることでこの原則の適用を排除することを明確にしようとした。また、**同意殺、自殺関与罪**については、一九六一年**自殺法**二条一項によつて、**同意殺**や**自殺関与罪**にも一年一日原則を適用できると判例で示されていたことから、⁽³⁵⁾**嬰兒殺**同様、本項にも**同意殺**や**自殺関与罪**を含めることでこの原則の適用を排除することを明確にしようとしたのである。

(3) 小括

一九八〇年代になり、医学の進歩から一年一日原則はもはや時代遅れの制度であつて廃止すべきであるという議論が多く交わされるようになったものの、政府は依然として一年一日原則を堅持する姿勢を崩さなかつた。

一方、世論はこれまでこの問題に関してそれほど興味を示してこなかつたようだし、さらには一年一日原則が刑事法研究者や実務家の間ではあたりまえの制度（それを存続させるか廃止するかは別として）として認識されてきたのに対し、一般市民の間ではこの制度の存在すら認識されていないという状況があつたように思われる。そういう意味では、**バンヤード**事件がマスコミに大きく取り上げられたことで、世論がこの事件に注目し、これまでは刑事法関係

者の間でしか共通の認識がなかった一年一日原則という制度を、一般市民へと広めていったことは否定できないであろう。

そして、この事件の報道がきっかけで、今度は世論がこの制度の問題点を考えるきっかけを与えられ、それまでは廃止することなど考えもしていなかった政府までもが、この制度の廃止へと向けた検討を始めることになったのである。

結局、刑事法研究者の廃止へ向けた活発な議論とそれを後押しするようなマスコミや世論の動きといった状況から、コモン・ロー上の制度として長く定着してきた一年一日原則は、一九九六年法令改革（一年一日原則）法という制度法でもって廃止することが決定され、その歴史にピリオドを打つことになった。ただ、一年一日原則は廃止されたわけであるが、この廃止を謳った制定法の中で、死を引き起こしたと断言できる加害行為が致死前に三年以上持続している場合は、無制限に加害者を訴追できるのではなく、例外的に検事総長の同意がなければ加害者を訴追することはできないという規定を置いていることから、実質的には一年一日原則の完全な廃止ではなく、制定法が「三年」という新たな期間を設定したという評価も可能であろう。いずれにせよ、この制定法で従来のような一年一日原則が廃止されたということには変わらない。

四、おわりに

——一年一日原則の評価と日本の公訴時効期間延長に関する法改正案へのコメント——

少なくとも一四世紀の前半まで遡ることのできるコモン・ロー上の制度である一年一日原則は一九九六年のその原則を廃止するという制定法により、六〇〇年以上続いてきた歴史に終止符を打つことになった。この制度が出来た主

たる要因が当時の医学の情況の未熟さであるとすれば、今日の医学の進歩は以前の未熟さを充分に克服し、加害行為から死亡までの期間に時間的差異のある被害者の死因をかなりの確に言い当てることが可能になったといふことは否定できない。その意味において、一九八〇年代にしきりにこの原則を廃止すべきであると主張した見解の次のような理由はある意味、的を得ていると言つても過言ではない。つまり、その理由とは、この原則に関し、医学についての考察に言及する必要がある、もし一年一日原則を因果関係に関係しているものだとみなせば、今日の医学では以前に可能であつた時間をはるかに経過して死亡原因を究明することが可能になり、加害行為と死亡とをつなぐこと（あるいは両者に関係がないこと）の証明がよりの確に行えるようになったといふものである。⁽³⁶⁾しかし、一方で一年一日原則を廃止する制定法には、加害行為から死亡まで三年以上経過しているような場合の訴追には検事総長の同意が必要な旨を規定しており、死亡まで三年以上経過した事件で加害行為が原因で死亡したということが医学的に証明されたとしても、制定法では無条件で訴追することを許していない（検事総長の同意を要する）点に鑑みれば、医学の進歩という理由のみでこの原則を廃止したといふことは一概には言えないように思える。

一年一日原則は制定法で廃止された。この事實は否定できない。しかし、一方で加害行為から致死まで三年以上が経過している事件については、無制限に訴追することが許されないことも制定法に規定されている。これはどういうことを意味しているのであろうか。現代の医学の進歩により、死亡原因の究明は死亡までに相当時間が経過していても的確に行ふことが出来るようになったといふことと世論の後押しがこの一年一日原則を制定法で原則廃止にしたといふ大きな理由であることは間違いないであろうが、制定法は医学の進歩という理由だけで一年一日原則を完全に廃止しようとはしなかつた。医学の進歩で死亡原因が解明できようとも、加害行為から死亡まで長期間経過していれば、被告人の記憶が信頼できないかもしれないし、他の証拠が散逸してしまつたかもしれないという理由で被告人を保護

するためそのような場合の訴追を排除できる道も残しているのである。そして、制定法はその期間を三年以上と定めたのであった。三年という年月が長いか短いかはともかくとして、制定法がこの期間を越えた事件について、一年一日原則の適用を無条件に廃止せずその原則を適用する可能性を残したことについての、時間の経過が人の記憶を薄れさせ、事件のあらゆる証拠の散逸を招くという理由は、公訴時効制度の存在理由、つまり時効理論の一つの考えである訴訟法説の理由そのものだといえよう。このように一年一日原則が時効理論の一つの考えを考慮に入れていた点から、元来、公訴時効という制度が知られていなかったイギリスにおいて、この一年一日原則は、公訴時効制度を持たないイギリスにおける殺人（しかも、加害行為と被害者死亡との間に時間差がある殺人）に限定した公訴時効の例外的な制度だと述べた点はその表面的な類似性⁽³⁷⁾だけでなく制度の理論面での類似性をも持ち合わせていると言っても過言ではない。

一年一日原則はかつての医学の未熟な時代の産物でもうこの原則は捨て去るべきだと主張してきた見解や、この原則は実際の事件よりも講談上の事例として特徴を描いてきており法律書の中から抜け出して実生活へと顔を出すときに奇妙な外観を表すことになるのでそろそろ見直す時期に來ていると主張してきた見解⁽³⁹⁾からすれば、一九九六年の制定法によって、一年一日原則が原則廃止されたことは当然の結果であり、誠に喜ばしい限りだと考えているかもしれない。しかし、制定法で原則廃止されたとはいえ、加害行為から致死まで三年以上経過した事件については、一年一日原則を完全に適用できないようにしたのではなく、検事総長の同意を要件としている点を忘れてはならない。つまり、この制定法は一年一日原則を、原則として廃止したものの、加害行為から致死まで三年以上経過した事件については、一年一日原則が適用できる可能性を残しているのである。この点に注目するならば、一年一日原則は完全に廃止されたというよりも、条件付で一年一日から、その期間が三年に延長されたと評価することもできるのではないだ

ろうか。しかも、この三年という期間は、被害者の家族が不法行為に基づく損害賠償請求をする際の出訴期限、つまり民事上の消滅時効にかかる時間でもある。

結局、加害行為から致死までに時間的なインターバルが開くような事件の場合、その加害者は加害行為から三年という年月が経過すれば、検事総長の同意がない限り一年一日原則が例外的に適用され、訴追されることはなく刑事上の責任は問われないということになるし、また、被害者の家族による不法行為に基づく損害賠償請求も消滅時効が完成してしまい民事上の責任からも免れることになり、この三年という時の経過がまさに法律上の責任を終了させる一応の分岐点となるのである。

さて、このような、イギリスにおける公訴時効類似の制度である「一年一日原則」という制度は、現在議論されようとしている日本の公訴時効制度の期間の延長という問題にどのような示唆を与えてくれるのであろうか。ここで、注目しておきたいのは、これまで何度となく触れてきたことだが、一年一日原則は制定法で廃止されたものの、加害行為から致死まで三年以上経過する場合には、いまだ一年一日原則の適用される可能性が残されていると言うことだ。しかも、この三年という年月は、まさに、民事上の損害賠償請求権の消滅時効期間にはかならない。つまり、イギリスでは、公訴時効類似の制度である一年一日原則を原則廃止したものの加害行為から致死までに長期間経過する場合は一応「三年」という年月で区切り、一年一日原則の適用の道を残し、刑事上の責任を永久に追及できないという選択肢を設けた。そして、不法行為に基づく損害賠償請求という民事上の責任追及も原則「三年」という期間で出訴期限をむかえることになっていた。ということは、加害行為から致死までに時間が開く殺人の場合、刑事上の責任追及も民事上の責任追及も同じく「三年」が経過すればなしえなくなるという可能性があることになる。「三年」という期間の長短は置くとして、イギリスでは刑事上の責任追及のなしうる期限と民事上の責任追及のなしうる期限を同じに

した（ここでは、刑事上の責任追及へ一年一日原則▽が民事上の責任追及へ不法行為に基づく損害賠償の出訴期限▽の期間に合わせた）ということには注目に値する。

現在、わが国で法務大臣が法制審議会に対して諮問した刑事法改正案要綱のうち、公訴時効期間延長に関する刑事訴訟法の改正案について、死刑にあたる罪（殺人罪はこれにあたる）の公訴時効期間を現行の一五年から二五年へと延長することが提案されている（他の時効期間についてもいくつかの期間を延長する提案が出されている）。このたびの刑事法改正の動きは、昨今の凶悪事件の増加に伴う治安の悪化を防ぐという観点から、凶悪犯罪の罰則強化を行おうとしたものである。その中で、公訴時効期間の延長という考えが出てきたのは、朝日新聞襲撃事件の公訴時効完全完成（二〇〇三年）をはじめとする著名事件の時効完成の際のマスコミの報道が世論へ浸透したことや昨今の被害者の人権を尊重するという動きがその主たる要因だと考えられる。今回、改正案では、殺人罪に象徴される現行法の最長時効期間である一五年を二五年の延ばそうとしているのであるが、この二五年という期間が何を根拠に算定されたかは詳らかではない。

殺人罪の公訴時効期間が一五年という現行法の期間が妥当かどうかについては、公訴時効制度の存在理由に立ち返って考える必要があるように思える。そもそも、公訴時効制度はなぜ存在するのかということ論ずる時効理論に関して、私は以前から競合説と新訴訟法説を総合的にとらえるという考え方を提唱してきた。すなわち、現行法が公訴時効制度を規定している理由を、時の経過によって生じた事実状態の尊重、つまり犯罪の社会的影響の微弱化ゆえ刑罰を科す必要も微弱化してしまい（実体法説）、またそれに付け加えて、時の経過と共に有罪無罪の証拠が散逸し事実認定を困難ならしめ（訴訟法説）、さらには一定期間訴追されないという加害者側の事実状態を重視して国家がもはや訴追権を発動しないという加害者の利益のための制度（新訴訟法説）という観点をも包含されていると捉えるのであ

(40) この考えを基盤にすれば、その競合説の根拠の一つである「社会的影響の微弱化」という点は、科学技術の進歩も相まって時の経過する感覚が以前よりも早く感ぜられるし、昨今の被害者の人権を尊重するという以前はあまり考慮されることのなかった考えなども考え合わせると殺人罪の公訴時効期間が一五年というのはいささか短いのもかもしれない。また、もう一つの競合説の根拠である「証拠の散逸」という点も、今日の科学捜査の急速な進展を考えれば、以前に比べて時間と共に証拠の散逸する割合も減少してきているように思え、この点からも現行の時効期間が短いのかかもしれないという疑問は出てくる。ただ、最後の一定期間訴追されないという加害者側の事実状態を重視して国家がもはや訴追権を発動しないという加害者の利益のための制度であるとも捉えた場合には、公訴時効を廃止したり大幅に時効期間を延長したりすることは、「加害者の利益」という観点からは限界があるように思える。

それでは、殺人事件の公訴時効期間はどれくらいの期間が適当なのだろうか。そこで、イギリスの一年一日原則を廃止する制定法で取られた手法、つまり、刑事上の責任追及が可能な期間と民事上の責任追及が可能な期間を同じにするという方法を参考にするとよいであろう。わが国の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は、原則として二〇年であることが民法七二四条で規定されており、これによって、民事上の責任追及は二〇年までなし得ることがわかる。だとすれば、刑事上の責任追及のできる可能性もこれにあわせて二〇年とする、すなわち、殺人罪の公訴時効期間を一五年から二〇年に延長するというのが妥当な線ではないだろうか。というのも、改正案ででている一五年を二五年に延長する案では、民事責任の消滅時効完成後も刑事責任が追求できることになってしまい、刑法の補充性・謙抑性といった原則と矛盾することになりはしないかと、疑問に思ってしまう。

現在、法制審議会に対して諮問した刑事法改正案要綱について、政府は答申を得た上で、今年中（平成一六年）にも国会に改正法案を提出したい考えだ⁽⁴¹⁾という。治安の悪化や犯罪の凶悪化を食い止めたいという政府の意図は理解で

きないではないが、こと公訴時効の期間の延長に関しては、一時的な感情の変化に流されることなく、冷静に議論して結論を出してほしいと思う。

- (1) 「一年一日原則」の定義については、Richard Card, Cross Jones and Card Introduction to Criminal Law, 1988, p 221. Turner, *Kenny's Outlines of Criminal Law*, 19th ed., 1966, p 135. Halsbury's *Laws of England* 4th ed. vol. 11, 1990, p 331. Black's *Law Dictionary*, 16th ed., 1990, p 1615. など⁵⁾を参照。なお、この原則が「一年」というきりの良い期間ではなく、「一年一日」という「一日」の端数の生じる期間にしたのは、ここでの期間計算が加害行為を加えたその日を一日と計算し、その翌日から三六五日（一年）が経過する必要があることに起因している（Turner, *op. cit.* p 135.）。
- (2) イギリスが伝統的に公訴時効制度を持たなかったのは、十六世紀の絶対王政下のイギリスにおける裁判が国王の名の下に行なわれていたことに大きく起因する。というのは、この時代の国王というものは絶対的なものであり、国王が悪なる行為をするということはありえないと考えられていた。つまり、国王が行なうことは何でも正しいとされてきた。そこで、刑事裁判の場合、時の経過が裁判を行なうことを妨げるといふことを認めたとすれば、裁判を行なう国王が、時の経過によって、すなわち、国王が裁判を行なうことを遅延した⁶⁾がために裁判が行なえなくなったことになる。つまり、遅延という国王の過失が裁判を行なえなくさせてしまうことになり、国王が悪なる行為を行なったことになってしまふのである。従って、絶対王政の下では、いかに時間が経過していようが、国王には裁判を行なう権利がそのまま残っているといふことになる。しかし、こうした時の経過が刑事裁判を妨げないという制度は、その後例外を見るようになった。つまり、イギリスでは制定法によって、個々の犯罪について公訴時効期間を定める例が増えてきている（拙稿「公訴時効——歴史的考察を中心として——」関西大学法学論集四三巻五号一三五頁以下）。
- (3) D. F. C. Yale, *A Year and a Day in Homicide*, *The Cambridge Law Journal*, vol. 48, 1989, p 203.
- (4) Yale, *op. cit.* p 204.
- (5) Yale, *op. cit.* p 204.
- (6) 97 *Seld. Soc.* 183.

- (7) Yale, *op. cit.* pp 204-205.
- (8) Yale, *op. cit.* p 205.
- (9) Yale, *op. cit.* p 206.
- (10) Yale, *op. cit.* p 206. なお、タグラス法に重罪私訴追の訴訟提起可能期日が規定される一方、同時期の一三世紀における殺人罪については、「被害者が死亡したことに関し、加害者の何らかの行為がなければ、被害者はまだ生きていないという場合、加害者は被害者を殺害したことになる。この定式的なことが一三世紀の英国で用いられていたわけで、殺人で訴追される争うことになる加害者は、自ら何もしなかったしそれによって死亡した被害者が生から遠ざかるか死へと近づくということを誓うよう求められていた。」ということを、メイトラントは紹介している (F. W. Maitland, *History of English Law*, II, p 470)。
このメイトラントの記述によれば、一三世紀にはまだ、加害行為後被害者死亡までかなりの時間的経過が見受けられる事例に
おいても、謀殺・故殺等の殺人で訴追することは可能だといことが推測できよう。
- (11) Yale, *op. cit.* p 207.
- (12) Richard Card, *op. cit.* p 221. J. C. Smith and Brian Hogan, *Criminal Law*, 1965, p 167. Yale, *op. cit.* p 202.
- (13) The King v. Dyson 2 K. B. 454, 1908.
- (14) *Id.* at 455.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Id.* at pp 455-456.
- (18) *Id.* at p 456.
- (19) *Id.* at p 456-457.
- (20) Black's, *op. cit.* p 1615. Richard Card, *op. cit.* p 221.
- (21) Turner, *op. cit.* p 135.
- (22) Butterworths *Crimes Act 1961*, NZ, Revised 1996, p 88. ニュージールランドでは、一九六一年犯罪法一六二条に「死は一年と一日以内に起らなければならない」という規定を置いている。

- (23) Richard Card, 1988, *op. cit.* p. 221.
- (24) Yale, *op. cit.* p. 208.
- (25) Cambridge Daily News, 15 Aug. 1988, p. 1. なお、同紙の八月二十日付第五面には、検死官は有罪評決を元に戻すことはできないとの決断をしていたが、このことは異常な経過であるということも認識していたとある。つまり、病理学的証拠は、彼女が気管支肺炎で死亡したことを示しており、また、彼女は加害行為によって非常に大きなダメージを被ったことで残りの生命を医学的ケアのもと昏睡状態のまま送ることになったと報じていた。
- (26) Yale, *op. cit.* p. 202.
- (27) Yale, *op. cit.* p. 207.
- (28) Richard Card, *Cross Jones and Card Introduction to Criminal Law*, 15th, 2001, p. 200.
- (29) Blackstone's Statutes on Criminal Law 2002/2003, 12th, 2003, pp. 20-21.
- (30) Richard Card, 2001, *op. cit.* p. 200.
- (31) R. v. Inner West London Coroner, *ex parte De Luca*, 3 All E. R. 414, 1988.
- (32) この事件の概要は次の通りである。一七歳の少年が一九八五年七月二六日に銃で自殺をはかり、一九八六年八月二七日に死亡した。検死官は死の原因を「①気管支肺炎②射撃による脳の損傷」と結論付け、さらに、「自殺者は精神的バランスがかき乱されている間に自殺した」と表明した。第一審ではこの検死官の見解を認める事実認定を行ったが、父親が異議を申し立て、控訴院の合議法廷で当該検死官の見解は破棄され、自殺にも一年一日原則が適用されると判断を下した。これによって、一九六一年自殺法で、自殺は犯罪ではなくなったものいまだ合法ではないということから、この事件では一年一日原則が適用されることで、父親は少年が違法な行為（自殺）を行ったという汚名から少しでも逃れられるという安心感を得られることになった。(Yale, *op. cit.* p. 210.)
- (33) Richard Card, 2001, *op. cit.* p. 200.
- (34) 3 All E. R. 414, 1988. at p. 416. この判例が、嬰兒殺に一年一日原則が適用できるとした理由は次の通りである。一九三八年嬰兒殺法一条一項は、嬰兒殺の審理を陪審に委ねているが、この法律に関する犯罪が謀殺へと達した場合、被告人を謀殺罪で有罪評決できないか嬰兒殺で有罪評決できないならば、そんなときは一年一日原則が嬰兒殺の犯罪者へと援用されると裁判官は

述べた。この見解は、制定法上の犯罪の定義の中に一年一日原則の居場所を求めていることを示していると理解していることから来ている。

(35) Yale, op. cit. p. 211.

(36) Yale, op. cit. p. 211-212.

(37) 表面的な類似性に着目すれば、この一年一日原則は、古代中国の唐律に規定されている「保辜」という制度と類似点を見いだすことができよう。この「保辜」という制度は唐律の鬪訟篇にその規定があり、それは他人を殴傷した時これを拘禁して、被害者が特定の日数以内に死亡したときは殺人の罪で論じ、もしその日数を越えて死亡したとき及びその日数以内でも他の原因で死亡したときは殴傷をもって論ずる制度である。つまり、「保辜」の規定の中には加害行為から特定の日数を越えて死亡した場合には殺人罪で処罰することはできない（傷害罪で処罰される）という規定があり、一年一日原則も一定の時間が経過することで殺人罪に問うことが出来ないという点で類似性があるように思われる。

(38) 註(20)参照。

(39) Yale, op. cit. p. 213.

(40) 前掲拙稿、一五三頁。

(41) 二〇〇四年二月十一日付、朝日新聞朝刊一面など。